

京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター共用研究機器利用負担金等内規

(平成 26 年 3 月 27 日 医学教授会制定)

(平成 26 年 6 月 12 日 医学教授会改訂)

(平成 26 年 9 月 11 日 医学教授会改訂)

(平成 27 年 3 月 26 日 医学教授会改訂)

(平成 28 年 3 月 24 日 医学教授会改訂)

(平成 29 年 3 月 24 日 医学教授会改訂)

(平成 29 年 9 月 14 日 医学教授会改訂)

(平成 30 年 3 月 22 日 医学教授会改訂)

(平成 31 年 3 月 14 日 医学教授会改訂)

(令和元年 9 月 12 日 医学教授会改訂)

第 1 条 京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（サポートセンター）内規第 7 条の規定に基づき負担すべき共用研究機器の利用負担金等については、この内規の定めるところによる。

第 2 条 京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（以下「センター」という。）が管理する共用研究機器を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他センター長が認めた者

第 3 条 共用研究機器を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

第 4 条 共用研究機器の利用者は、別表に定める利用負担金を負担するものとする。

第 5 条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
- (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込むものとする。

2 前項に規定する負担方法により難いとセンター長が特に認めた場合は、センター長が負担方法を別に定めることができる。

第6条 この内規に定めるもののほか、共用研究機器の利用に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年9月11日から施行し、平成26年9月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。